

「札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区」

告示の一部改正の概要について

「札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区」

札幌市建設局総務部道路管理課

1 改正内容及び改正理由

(1) 地区指定区域の変更（南口地区のみ）

「札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区」の指定（平成 23 年告示第 2548 号・平成 23 年 12 月 1 日施行）に伴い、南口地区（第 2 区域）の一部を当該地区に編入することから、編入対象地区を南口地区の区域から除外するものです。

(2) 道路名称の記載ルール統一（南口地区のみ）

地区指定の区域に用いられる道路名称について、都市計画法上の都市計画道路となっている道路については都市計画道路の名称を、それ以外の道路については道路法上の名称をそれぞれ用いることとし、当該ルールに基づき区域の文言を修正するものです。

(3) 許可基準の追加（南口地区・北口地区共通）

広告物等を道路上(上空を含む)に設置する場合、道路法の規定に基づき、道路管理者の道路占用に係る許可等が必要となりますので、この旨をあらためて明記したものです。

(4) 壁面広告物の許可基準に係る文言整理（南口地区・北口地区共通）

従来の規定の文言上、建築物の中層部には「建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク」が表示できないことになってしまうため、文言修正を行ったものです。

2 施行期日

南口地区、北口地区ともに平成 23 年 12 月 1 日から施行します。